

# 東京ウィメンズプラザ団体・グループ用ロッカーの利用申込について

受付期間 令和5年7月1日(土)～8月15日(火)

令和5年度の年間貸出ロッカーの利用について、下記の利用条件にご留意いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 利用資格

男女平等参画社会の実現を目指して活動する団体・グループで、東京ウィメンズプラザを月1回以上利用しその活動においてロッカーを必要とするもので次の条件を満たすもの

- (1) 活動の拠点が東京都内にあること並びに団体・グループの代表者等が都内在住者か在勤者であること。
- (2) 非営利の団体・グループであること。
- (3) ロッカーの利用頻度が月1回以上見込まれること。

男女平等を推進する活動に支障のない場合にあっては、「男女平等参画社会の実現を目指して活動する団体・グループ」以外の団体についても、上記1利用資格に記載するその他の条件を満たす場合に限り、その活動においてロッカーを利用することができるものとする。

### 2. 申込方法

下の(1)(2)の必要書類を揃えて、受付期間内に持参または郵送(当日消印有効)にてお申込みください。1団体・グループの利用できるロッカーの個数は1個です。

#### 申込に必要な書類

(1) 団体・グループ用ロッカー利用申込書(日付及び太枠内にご記入ください。)

(2) 利用資格を確認するための資料(下の①～④)

- ① 活動内容がわかる資料(定款、規約等)
- ② 代表者が都内在住でない場合、勤務先の住所がわかるもの(代表者が都内在住の場合は不要です。)
- ③ 非営利の団体・グループであることがわかる資料
- ④ 東京ウィメンズプラザ利用過去実績(会議室・交流コーナー等):月に〇〇回以上

今後のロッカー利用頻度見込み:月に〇〇回以上の記載をお願いします。

(①の資料と兼ねるときは、資料右上に①③④と記入してください。)

※ 資料の右上に①～④の番号を記入してください。

※ 資料が共通する場合には、兼ねて頂いても構いません。(ただし右上に①～④の番号を記入し、どの確認資料か分かるようにしてください。)

持参先:東京ウィメンズプラザ1階 総合受付(受付時間は開館時間と同じ)

郵送先:〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53-67

東京ウィメンズプラザ庶務担当 ロッカー担当宛(ロッカー利用申込書在中とご記入ください。)

### 3. 利用の決定について

利用資格等を審査のうえ、利用の決定をします。

決定にあたっては代表者もしくは使用責任者に申込書の内容を確認させていただくことがあります。

申込が設置ロッカーの個数を超える場合は抽選とさせていただきます。

令和4年度利用者の方に継続利用を保障するものではありませんのでご注意ください。

なお、結果については9月下旬までに**使用責任者宛て**に郵送で通知します。

### 4. 利用期間

**令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間**

(講座開催等のため、ご利用いただけない日があります。その際はホームページで公表しますので、ご確認ください。)

### 5. 利用時間

当館の開館時間中(月～土 9:00～21:00 日・休日 9:00～17:00)

※休館日等、下記の日のご利用いただけません。

・休館日：12月29日から1月3日まで

・臨時休館日：毎月第3水曜日と7月の第3日曜日

### 6. 収納できないもの

貴重品、腐敗するもの、発火のおそれのあるもの、その他管理者が定めるもの

### 7. ロッカー利用カードの交付及び利用方法

結果通知時に、1団体・グループに対し、「ロッカーカード」を2枚交付します。

利用の際は、1階総合受付に「ロッカーカード」を提示して、鍵を受け取ってください。

(鍵は館外に持ち出さないでください。)

利用後は、鍵を受付に返還し、「ロッカーカード」を受け取ってください。

### 8. 届出事項

団体名・責任者・連絡先等を変更するなど「東京ウィメンズプラザ団体・グループ用ロッカー利用申込書」の内容に変更があった場合やロッカーの利用が不要になった場合等は、所定の用紙がありますので、総合受付までお申出ください。

### 9. その他

(1) 以下に該当するときは、利用期間内であってもロッカーの利用を取消し、ロッカー内の収納物を撤去します。

① ロッカー利用の資格がなくなったとき。

② 利用の条件に反しているとき。

③ 利用団体・グループとして相応しくない行為があったと認められるとき。

④ ロッカーの利用回数が著しく少ないと認められるとき。

(2) ロッカーの利用者が、故意又は重大な過失によりロッカーを損傷し、又は鍵を紛失したときは、現品又は相当金額をもって弁償していただきます。

東京ウィメンズプラザ所長